

公共，政治・経済 2025 年 本試験

第 1 問 生徒 A と生徒 B が、「公共」の授業で男女共同参画社会に関する次の**新聞記事の要約**を作成し、探究活動をしている。後の問い(問 1～4)に答えよ。(配点 12)

新聞記事の要約

世界経済フォーラムが 2023 年の報告書でジェンダー・ギャップ指数に基づく国別順位を発表した。この指数は、各国の①男女平等の達成度を②経済，③政治，教育，健康の分野別に，0 を完全不平等，1 を完全平等として表したものである。日本の達成度は経済(0.561)，政治(0.057)，教育(0.997)，健康(0.973)で，総合順位では 146 か国中，125 位だった。

問 1 下線部①に関して，生徒 A と生徒 B が日本の男女平等に関する法的状況について調べている。次の会話文中の空欄 ・ に入る語句の組合せとして最も適当なものを，後の①～④のうちから一つ選べ。

A：日本国憲法第 14 条は， を明記しており，人種，信条，性別，社会的身分又は門地による差別を禁じているよね。

B：他にも，日本は女性差別撤廃条約を批准したことに伴い，同じ年に を制定したよね。

A：このような法があるにもかかわらず男女平等が実現していないのはなぜだろう。

B：もっと調べてみようよ。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① ア 法の下の平等 | イ 男女共同参画社会基本法 |
| ② ア 法の下の平等 | イ 男女雇用機会均等法 |
| ③ ア 両性の本質的平等 | イ 男女共同参画社会基本法 |
| ④ ア 両性の本質的平等 | イ 男女雇用機会均等法 |

問 2 下線部②に関連して，生徒 A と生徒 B は，仕事にかかわる性別役割意識について調べるなかで，内閣府の資料を見つけた。次の表 1 は，生徒たちが，その資料の中の二つの調査項目について，「そう思う」を選んだ回答者数と「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答者数との合計の割合を，肯定的な回答割合としてまとめたものである。表 1 から読み取れることとして**適当でないもの**を，後の①～④のうちから一つ選べ。

表 1

(%)

「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合				「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合			
男性 20 代	26.2	女性 20 代	14.5	男性 20 代	20.4	女性 20 代	11.0
男性 30 代	25.6	女性 30 代	17.7	男性 30 代	20.7	女性 30 代	10.4
男性 40 代	27.2	女性 40 代	23.3	男性 40 代	17.6	女性 40 代	10.4
男性 50 代	32.2	女性 50 代	24.7	男性 50 代	15.7	女性 50 代	8.4
男性 60 代	31.2	女性 60 代	28.0	男性 60 代	15.8	女性 60 代	9.4

(注 1) 対象は全国の男女 20 代～60 代である。

(注 2) 各年代区分の割合は、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答者数の合計を基に再計算を行い、小数第 2 位を四捨五入した値である。

(出所) 内閣府「令和 4 年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究 調査結果」(内閣府 Web ページ)により作成。

- ① 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合は、女性 20 代～女性 60 代では、年代が上がるほど高くなっている。
- ② 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合は、男性 20 代の方が女性 20 代よりも 10.0 ポイント以上高い。
- ③ 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合は、男性 20 代と男性 30 代のみ 20.0%を超えている。
- ④ 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合は、60 代において男女の差が最も大きい。

問 3 下線部㉔に関して、次の表 2 は、日本を含む 4 か国の国政における女性議員比率(以下、女性議員比率)の国際比較を示したものである。後の先生 T と生徒 A と生徒 B の会話文を読み、表 2 と会話文から読み取れることとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 3

表 2 女性議員比率の国際比較

(%)

	1960 年	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年	2020 年
X 国	13.8	14.0	27.8	38.4	42.7	45.0	47.0
Y 国	1.5	2.1	4.3	6.9	10.9	18.9	39.5
Z 国	3.9	2.3	3.6	6.4	14.0	16.8	27.3
日本	1.5	1.7	1.8	2.3	7.3	11.3	9.9

(注 1) 数値は二院制の国では下院における女性議員数を基に算出したものである。

(注 2) 各年 1 月の女性議員比率で、小数第 2 位を四捨五入した値である。

(出所) Inter-Parliamentary Union (IPU), Parline database on national parliaments (IPU Web ページ)により作成。

A: 女性議員比率を上げるための方法のひとつとして、候補者の 20～30%など一定の割合を女性に割り当てるクォータ制があるということですが、X 国ではどうなっているのでしょうか。

T: X 国では、1990 年頃から候補者名簿の男女比率が均等になるように、各政党が自主的に努めているんです。

B: Y 国では、2000 年に候補者を男女均等にすることを各政党に義務付ける法が制定されたと聞きました。

T: Y 国では、人口の半数を占める女性の権利として候補者を男女均等にしたんです。しかも、こちらは義務なので、候補者の男女比率が均等でない政党には、政党助成金が減額されるという罰則があります。

B: 女性議員比率を上げるためには様々な方法があるんですね。

A: Z 国は、クォータ制を導入していないのに、女性議員比率は上昇していますね。

T: そうですね。Z 国は、クォータ制以外にも、どのようなことが女性議員比率を上げるのかを調べるための良い事例になりそうです。

B: 日本で 2018 年に制定された政治分野における男女共同参画推進法とは、どのようなものなのでしょうか。

T: 各政党に候補者の男女比率を均等にする努力を促す法律で、罰則はありません。

A: 私たちはこれから有権者になるから、この問題に関心をもっていこうと思います。

① X 国では、女性議員比率が初めて上昇し始めたのは、各政党が候補者名簿の男女比率を均等にする努力を始めた時期である。

② Y 国では、各政党の候補者の男女比率を均等にする法を制定した年とその 10 年後とを比較すると、女性議員比率は 8.0 ポイント高い。

③ Z 国では、クォータ制を導入していないが、女性議員比率は 1960 年以降、常に日本の女性議員比率より高く、Y 国より低い。

④ 日本では、各政党に候補者の男女比率をできる限り均等にするのを促す法律が制定された後、女性議員比率は Z 国を上回った。

問 4 生徒 A と生徒 B は、これまでの探究活動を振り返って会話をしている。次の会話文中の空欄

ア ～ ウ に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

4

A: 社会のなかには男女間の差別だけでなく、様々な差別があることが指摘されているよね。平等には二種類あるって学んだけれど、差別のない社会を実現する上で、どちらの平等が重視されるべきなのだろうか。

- B：「個性や属性にかかわらず、すべての人を同じように扱うこと」という意味での平等は「平等」だと学んだね。法律や制度という点では、こちらの意味での平等は、日本ではかなり実現しているんじゃないのかな。
- A：でも、平等を規定した法律が定められていても、事実として差別が残ってしまうことがあるよね。この問題に対してはどうすればいいのだろう。
- B：その問題に対しては、クォータ制のような制度を新たに導入することによって、「平等」を実現するやり方があるね。
- A：差別の問題があることは広く知られていても、実際には差別がなくなることはないことはあるから、そうした取り組みが必要な場合もあるだろうね。
- B：例えば、アイヌ民族に対する差別については、2019 年にによってアイヌ民族は法律上初めて「先住民族」と明記されたよ。
- A：そういえば 2020 年、北海道白老町に、アイヌ民族の歴史や文化を学ぶことのできる施設である「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が完成したね。
- B：平等について考えるためには、人々の違いを多様化として捉えて、お互いにその存在を認め合うことが重要だろうね。差別のない社会を作るためには、法律や制度を整えるだけでなく、私たちの真摯な努力が求められていると言えるね。

- ① ア 形式的 イ 実質的 ウ アイヌ文化振興法
- ② ア 実質的 イ 形式的 ウ アイヌ文化振興法
- ③ ア 形式的 イ 実質的 ウ アイヌ施策推進法(アイヌ民族支援法)
- ④ ア 実質的 イ 形式的 ウ アイヌ施策推進法(アイヌ民族支援法)

第2問 「公共」の授業のまとめとして、生徒Aの班は、「現実社会の諸課題の解決に向けて、人と人との対話や議論をする公共空間を持続的に形成するには、どのようなことを考えるべきか」という課題を設定し、探究活動を行った。次の問い(問1～4)に答えよ。(配点 13)

問1 生徒Aの班は「公共」の授業で、公共空間の形成に関して、次の先生の説明を受けた。先生の説明中の空欄 ～ に入るものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

先生の説明

「公共空間」とは、「人間同士のつながりや関わりによって形成される空間」を意味する。ここでは、人々が主体的に参加し、互いの意見を尊重しながらこの空間を形成していくことが期待されている。

『コミュニケーション的行為の理論』という著書のある によれば、公共空間では対等な立場で自由に意見を交わすという共通理解のもとで、合意を形成していくことが大切であり、そのような合意形成には が必要である。

また別の哲学者は著書『人間の条件』で、人間の営みを「生命を維持するために必要な営み」である「労働」，「道具や作品などを作る営み」である「仕事」，「人と人との 営み」である「活動」の三種類に分け、三番目の「活動」こそが公共空間を形成する、と論じている。

- ① アーレント 対話的理性 言葉を通して関わり合う
- ② アーレント 対話的理性 契約を結んでこれを守る
- ③ アーレント 他者危害原理 言葉を通して関わり合う
- ④ アーレント 他者危害原理 契約を結んでこれを守る
- ⑤ ハーバーマス 対話的理性 言葉を通して関わり合う
- ⑥ ハーバーマス 対話的理性 契約を結んでこれを守る
- ⑦ ハーバーマス 他者危害原理 言葉を通して関わり合う
- ⑧ ハーバーマス 他者危害原理 契約を結んでこれを守る

問2 公共空間の形成についての授業を受けた生徒Aの班は、現在の人間同士の関わりについて情報収集することにし、次の表1・表2を見つけた。表1・表2の各年齢層とも上段の数字は2018年調査の、下段の数字は2022年調査の結果を表している。

表1 「時間のゆとりの有無」 (%)

年齢 \	ゆとりがある	ゆとりがない	わからない
年齢			

表2 「自由時間の過ごし方」(複数回答) (%)

年齢 \	インターネットやソーシャルメディア	友人や恋人との交際	社会参加(PTA・地域行事・ボランティア)
年齢			

					アの利用 (メール や動画視 聴を含 む)		イ活動 など)
18～29 歳	65.9	34.1	0.0	18～29 歳	41.7	37.1	2.4
	64.7	34.8	0.5		61.4	46.2	1.1
30～39 歳	54.5	45.4	0.1	30～39 歳	33.6	18.6	3.6
	48.6	50.0	1.4		51.9	18.9	0.9
40～49 歳	52.8	47.1	0.1	40～49 歳	29.9	15.2	4.4
	48.1	49.1	2.8		45.6	16.8	2.5
50～59 歳	61.5	38.3	0.2	50～59 歳	25.9	16.0	5.9
	56.5	43.2	0.3		35.5	15.5	3.9
60～69 歳	73.7	26.3	0.1	60～69 歳	16.5	16.2	9.4
	64.9	31.5	3.6		25.3	11.0	5.1
70 歳以上	85.2	14.3	0.6	70 歳以上	8.2	18.8	10.7
	75.4	20.5	4.1		13.4	12.7	8.6

(注1) 表1の「ゆとりがある」は「かなりゆとりがある」と「ある程度ゆとりがある」とを合わせた割合であり、「ゆとりがない」は「あまりゆとりがない」と「ほとんどゆとりがない」とを合わせた割合である。

(注2) 表1に示されている数値は、四捨五入している。そのため、各年齢層の合計は100%にならない場合がある。

(注3) 「自由時間の過ごし方」の選択肢は、表2に示しているもの以外に「睡眠、休養」，「家族との団らん」，「旅行」などがあるが、省略している。

(出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成30年，令和4年調査)(内閣府 Web ページ)により作成。

生徒Aの班は表1・表2から、2018年調査と2022年調査を比べた場合の変化を読み取った上で、意見を出し合った。次の意見ア～ウのうち、表1・表2を正しく読み取ったものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。なお、表1・表2の読取りに関する部分には下線を付している。 6

ア 「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがある」と回答した割合が半数を下回るようになったのは「30～39 歳」と「40～49 歳」だ。この二つの年齢層は、「自由時間の過ごし方」として「インターネットやソーシャルメディアの利用」をあげた割合が半数を超えるようになった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出の機会が少なくなり、インターネットやソーシャルメディアの利用機会が増えたのかな。

イ 「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがない」と回答した割合は、すべての年齢層で上がっているが、上がった割合が1ポイント未満だったのは「18～29 歳」だけだ。また「自由時

間の過ごし方」として「友人や恋人との交際」をあげた割合に関して、9ポイント以上増えたのは「18～29歳」だけで、50歳以上については、どの年齢層も減っている。「18～29歳」の人々への新型コロナウイルス感染拡大の影響は、他の年齢層とは異なるのかも。

ウ 「自由時間の過ごし方」として「社会参加」をあげた割合は、どの年齢層でも減っている。だけど「70歳以上」は、「社会参加」の割合が他のどの年齢層より高いままであり、「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがある」と答えた割合も、他のどの年齢層より高いままだ。時間のゆとりがないと、社会参加は難しくなるのではないだろうか。

- ① ア ② イ ③ ウ
④ アとイ ⑤ アとウ ⑥ イとウ ⑦ アとイとウ

問3 探究活動の成果を授業で発表する上で対話の力に注目した生徒Aの班は、哲学対話を実践している哲学カフェに参加し、参加者たちの発言を記録した。参加者たちの次の発言Ⅰ～Ⅲのうち、帰納的に推論されているものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。

7

Ⅰ

哲学カフェの参加者にも、話し合うときの態度はいろいろあるけど、お互い安心して話せるように、穏やかな態度で相手の発言を最後まで聞き、よく考えてから発言するように取り決めたところ、対話が活発にできるようになった。これらの事実が何度もあったことから、活発な哲学対話は、安心して話せる取り決めがあれば可能になるという経験則が導き出せるね。

Ⅱ

人間には、自分の考えや意見を自由に述べる権利があり、お互いに認め合い尊重し合う義務がある。そうであるならば、哲学カフェに限らず、職場でも学校でも、参加者がお互いに、相手には自由に発言する権利があると考え、相手の話を尊重して最後までしっかりと聞くことを、対話のルールにしなければならないことになるね。

Ⅲ

哲学カフェに初めて参加した人が素朴な質問をしてくれると、これまで繰り返し問うてきた問題に新たな光が当てられて、問いが深まった。そんなときに、対話のおもしろさを感じられた。同じ実感を他の参加者たちももっていた。これらの経験を基にして、どんなに素朴であっても、率直に質問や疑問を出し、問いを深めていくことが哲学対話の方針になったんだよ。

- ① Ⅰ ② Ⅱ ③ Ⅲ
④ ⅠとⅡ ⑤ ⅠとⅢ ⑥ ⅡとⅢ ⑦ ⅠとⅡとⅢ

- 問 4 生徒 A の班はこれまでの探究活動の成果を踏まえ、公共空間の持続的形成について、対面と非対面という点に着目して**構想メモ**を作成した。次の**構想メモ**中の下線部①～③の記述と、それぞれに該当する後の事例ア～ウとの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

8

構想メモ

新型コロナウイルス感染拡大期に、ICT(情報通信技術)が本格的に活用され始めた。例えば①別々の場所にいる人たちが、ICTを使うことで、対面の場集まることなく、対話や議論に参加できるようになった。これは「非対面的関わりのみのタイプ」である。

また、②今まで対面の場に参加できなかった人が、ICTを使って、対面の場に非対面で参加できるようになった。これは「対面的関わりに非対面的関わりが加わっているタイプ」である。

「対面的関わりのみのタイプ」については、例えば③その場にいる人たちが互いに気楽に質問したり、知識や技能を相手の反応を確認しながらいねいに伝えたりすることがしやすい。

非対面的関わりと対面的関わりとのバランスをどのようにとるかが、公共空間の持続的形成にとって課題になってくるだろう。

- ア これまで対面で実施されていた会議が、事情でオンライン会議に変更されたので、すべての参加者はインターネットで会議に出席した。
- イ 料理教室に講師と生徒が集まり、生徒は講師から受けた指導に基づいて料理を作り、その場で講師に味見をしてもらい講評を受けた。
- ウ 身体的な事情のため外出できなかった人が、地域の公民館に集まった人々が行っている対話集会に、インターネットで参加した。

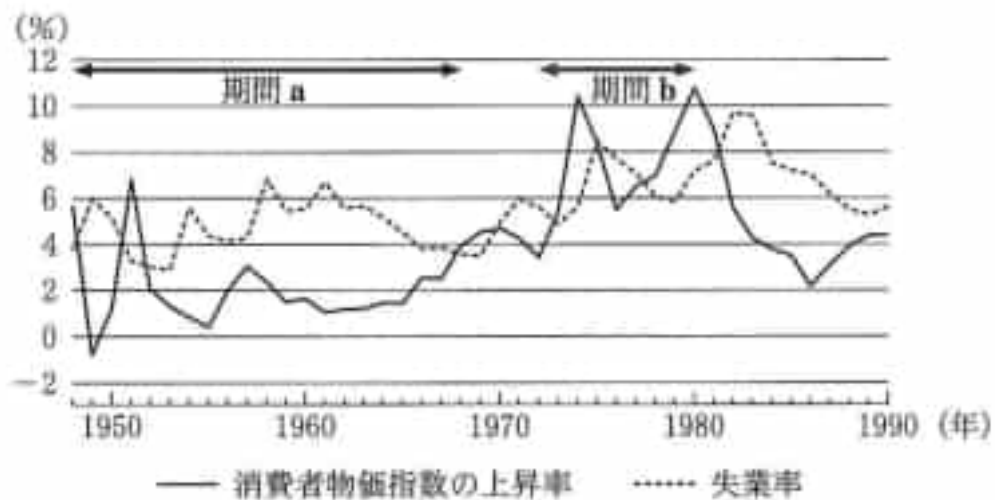
- | | | | |
|---|---------------|---|---------------|
| ① | ① a—ア b—イ c—ウ | ② | ② a—ア b—ウ c—イ |
| ③ | ③ a—イ b—ア c—ウ | ④ | ④ a—イ b—ウ c—ア |
| ⑤ | ⑤ a—ウ b—ア c—イ | ⑥ | ⑥ a—ウ b—イ c—ア |

第3問 生徒Xと生徒Yは、進路を念頭において、自身の将来や地域社会の課題について考えている。

これに関して、次の問い(問1～6)に答えよ。(配点 18)

問1 生徒Yは、海外留学を希望している。海外での生活費を計算する中で、物価の変化に関心をもったYは、図書館で物価に関する次の資料をみつけた。なお、資料中の空欄「ア」には資料中の「期間a」か「期間b」のいずれかが当てはまる。空欄「ア」・「イ」に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 9

次の図は、1948年から1990年までのアメリカの消費者物価指数の上昇率と失業率の推移を示したものである。図から明らかなように、二つの数値の関係は一定とはいえない。「ア」では、好況期には物価上昇率が高く、不況期には物価上昇率が低くなる傾向がみられる。もう一つの期間では、高い物価上昇率と不況が同時に生じる「イ」が確認できる。



(出所) U.S. Bureau of Economic Analysis および U.S. Bureau of Labor Statistics の各 Web ページにより作成。

- ① ア 期間a イ デフレスパイラル
- ② ア 期間a イ スタグフレーション
- ③ ア 期間b イ デフレスパイラル
- ④ ア 期間b イ スタグフレーション

問2 地域の利害と国政選挙との関係に関心をもった生徒Xと生徒Yは、日本の国政選挙について調べる中で合区に関する全国知事会の2022年の決議を見つけ、その内容を踏まえて次のメモを作成した。後の会話文中の空欄「ア」に当てはまる語句と空欄「イ」に当てはまる記述の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 10

1. 合区選挙(2016年から2022年までの間に3回実施)
 - ・鳥取県と島根県、徳島県と高知県でそれぞれ1選挙区とする合区。
2. 全国知事会の指摘する合区選挙の弊害
 - ・合区した県における投票率が低下する。地方の人口減少が進めば、合区対象となる県が全国に広がり、人口の少ない地方に議員定数が十分に割かれなくなり、地方の実情を国政へ反映することが困難になる。

X: 合区については、「政治・経済」の授業でも学んだな。[ア]の選挙制度で採用されたんだよね。全国知事会は合区による弊害を主張しているね。

Y: 選挙制度に関しての授業で学習したことを踏まえると、私は[イ]のために合区を進めるべきだと思うな。だけど、このメモでは、[イ]ための施策によって、人口の少ない地域の有権者の投票行動や利害に影響があると指摘されていることがわかるね。Xさんはどう思う？

X: Yさんの考え方もわかるけど、合区が増えてくると、地方の意見が国政に届きづらくなるおそれがあるんじゃないかな。もっと調べてみようか。

- ① ア 衆議院 イ 投票価値の平等を実現する
- ② ア 衆議院 イ 道州制の導入を推進する
- ③ ア 参議院 イ 投票価値の平等を実現する
- ④ ア 参議院 イ 道州制の導入を推進する

問3 生徒Xは、地域農業の価値の新しい考え方について調べ、その内容を次のメモにまとめた。メモ中の空欄[ア]・[イ]に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 [11]

フードマイレージとは、食料の輸送にかかる環境負荷を表す指標であり、食料の総重量と輸送距離をかけあわせたものである。その数値は輸入よりも自国産の方が小さくなる傾向がある。自国での食料生産の増加は、輸入が途絶した際のリスクを下げることによって、[ア]に貢献しうる。また、地域で作られた食料をその地域内で食べる[イ]の推進は、輸送にかかるエネルギー消費を抑え、環境負荷の低下にもつながりうる。

- ① ア オフショアリングの推進 イ 地産地消
- ② ア オフショアリングの推進 イ 減反政策
- ③ ア 食料安全保障の確保 イ 地産地消
- ④ ア 食料安全保障の確保 イ 減反政策

問4 生徒Xと生徒Yは、ある大学のオープンキャンパスで行われた「日本国憲法における表現の自由」という模擬授業に参加した。次の資料は、模擬授業で配布されたものの一部である(なお、資料には表記を改めた箇所や省略した箇所がある)。XとYは、模擬授業後、資料をみながら話し合

っている。後の会話文中の空欄 **ア** に当てはまる記述と空欄 **イ** に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 **12**

表現の自由の意義として、さらに、各人が自己の意見を自由に表明し、競争することによって、真理に到達することができるという、「思想の自由市場論」があげられている…(略)…。「思想の自由市場論」は、アメリカの連邦最高裁判所のホームズ裁判官が、「真理の最良の判定基準は、市場における競争のなかで、みずからを容認させる力をもっているかどうかである」と述べたもので…(略)…ある。

(出所) 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I〔第5版〕』

X：この**資料**は、真理に到達するための筋道について論じているみたいだね。でも、人々の意見は多様だし、思想に真理なんてあるのかな。

Y：ここでの真理は、唯一絶対の真理とは違うよね。人々の思想に唯一の真理なんて普通は存在しないからこそ、思想の自由市場を説いたのではないかな。

X：そうだね。この**資料**の考え方を踏まえると、日本国憲法で定めている検閲の禁止は、**ア**ためにも大事なんだね。

Y：**資料**の考え方を、現実の問題に当てはめてみるとどうだろうね。たとえば、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上で、アルゴリズムによって自分の考えと同じ意見ばかり表示されるとしたら、どうかな。

X：その場合、この**資料**にある思想の自由市場の前提である競争が**イ**されるんじゃないかな。ほかにも、現実の問題に当てはめて考えることができそうだね。

Y：模擬授業ではSNS上でのフェイクニュースの問題が取り上げられていたけど、これも関連するんじゃないかな。こう考えてくると、思想の自由市場がしっかり機能するために、何らかの対策をする余地があるのかもしれないね。

アに当てはまる記述

- a 危険な言論を取り除くことで、思想の自由市場を健全に保ち続ける
- b 意見の自由なやりとりを確保することで、真理を探究し続ける

イに当てはまる語句

- c 促進
- d 阻害

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| ① アーa | イーc | ② アーa | イーd |
| ③ アーb | イーc | ④ アーb | イーd |

問5 生徒Xは、地域活性化の手段としての「ふるさと納税」による寄附金について調べ、「ふるさと納税」の制度の概要と影響を次のメモにまとめた。後の記述ア～ウのうち、メモから読みとれ

る「ふるさと納税」に関する記述として正しいものはどれか。当てはまるものをすべて選び、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。 13

- 「ふるさと納税」は、任意の地方公共団体に寄附した金額を、一部を除いて、住民税や所得税から控除できる制度である。居住地以外の地方公共団体に寄附をした者は、返礼品を受け取ることもできる。
- 家族構成などの条件が同一の個人間で比較した場合、所得が高くなるほど、「ふるさと納税」の控除の上限額が高くなるため、高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができる。
- 地方公共団体は、集めた寄附金を、社会保障や教育サービスの充実など、さまざまな目的に活用できる。また、住民以外の寄附者に対する返礼品を通じて、地域の資源の内容や特徴を地域外に発信できる。
- 地域外に寄附をする者が居住する地方公共団体からは、地域外へ財源が流出する。2023年度の政令指定都市と東京23区の寄附金控除の合計額は、全市区町村の寄附金控除の合計額の52%に上る。
- 地方交付税を交付される地方公共団体は、地域外に流出した財源の75%が地方交付税で補填される。集められた寄附金のおよそ半分は返礼品や送料、寄附集めを担う仲介企業への事務手数料に使われる。

ア 2023年度の「ふるさと納税」の市区町村での寄附金控除の過半は、政令指定都市と東京23区の住民によるこの制度の利用から生じている。

イ 「ふるさと納税」により、この制度を利用した個人間の所得格差が是正される。

ウ 「ふるさと納税」の制度と、国の財政とは無関係である。

- ① ア ② イ ③ ウ
- ④ アとイ ⑤ アとウ ⑥ イとウ ⑦ アとイとウ

問6 生徒Yは、地域における防災や減災の取組みに関心をもち、「政治・経済」の授業で配布された、日本における防災や減災に関する次の資料を読み返している。資料中の空欄ア・イに当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 14

防災や減災を目的とした公共の取組みは、時として個人の権利と衝突する。たとえば、災害から個人の生命を守るために防潮堤や遊水地を設置する場合、設置する場所の土地所有者の意思に反してでも、公共の利益のために当該土地が強制的に収用されることがありうる。ただし、その場合には、憲法で定められた **ア** が適切になされる必要がある。

防災や減災の担い手は国家だけではない。「自助、共助、公助」の観点からは、住民が自分で防災や減災に取り組むだけでなく、国や地方公共団体とともに、地域コミュニティや地元企業といった主体も災害対策に関与することが求められる。たとえば、国や地方公共団体が洪水浸水想定区域を指定することは、 **イ** に該当する。さらに、そうした指定をもとに防災や減災について話し合う集会を設けるなど、日頃からリスクコミュニケーションを活発化することにより、地域の住民などが関与することも必要となる。

- ① ア 国家賠償 イ 公助
- ② ア 国家賠償 イ 共助
- ③ ア 損失補償 イ 公助
- ④ ア 損失補償 イ 共助

第4問 生徒Xと生徒Yは、国際政治経済のあり方にかかわる出来事について次のように話し合い、関連する事柄について調べることにした。これに関して、後の問い(問1～6)に答えよ。(配点 19)

- X: 新型コロナウイルスの世界的な拡散や、ロシアのウクライナ侵攻などは、これまでの国際的な制度や取決めに基づく国際秩序に見直しを求めるもののようにみえるけど、どうだろう。新型コロナウイルスの感染拡大は、先進主要各国に㉔緊急の歳出拡大を迫ったという以上に、㉕経済のグローバル化に潜むリスクを表面化させたといえるんじゃないかな。
- Y: そうかな、2008年の世界金融危機も大きな混乱を世界経済にもたらしたし、新型コロナウイルスによる混乱が特別といえるのかな。
- X: 新型コロナウイルスの感染拡大の場合には、㉖世界経済の分断が懸念されたところが特殊で、その点が重要だと思うよ。
- Y: ロシアのウクライナ侵攻については、どうかな。軍事侵攻をめぐる問題はこれまでもみられたけど、1990年のイラクのクウェート侵攻では国際連合(国連)の安全保障理事会(安保理)が対応したよね。
- X: ロシアのウクライナ侵攻では、領土の違法な併合を試みたのが安保理常任理事国だった点で、ほかの事例とは区別すべきだよ。㉗国際刑事裁判所(ICC)の検察官が早くから捜査に乗り出したのも、この事件の特殊性を示していると思うよ。
- Y: 今回の軍事侵攻では、国連、とくに安保理が十分に対応できなかったのはやっぱり問題だよな。㉘国連憲章に基づく秩序に対する信頼をどうやって維持していくか、考えていかないといけないね。
- X: 国連憲章は国際平和とともに、基本的人権の尊重も目的としているね。そのためには、民主主義の世界的な実現と定着が重要だと思うけど、どうかな。
- Y: その点を考える上では、2011年頃に始まった㉙「アラブの春」に注目したいね。どのような政治体制を選ぶかは、各国の国民に委ねられているけれど、民主主義国家間では戦争は起きないという考えもあるし、民主主義が世界的に定着することは、安定した国際秩序を維持するために重要だと思うよ。

問1 生徒Xと生徒Yは、下線部㉔に関して話し合っている。次の会話文中の空欄 ア ～ ウ に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 15

- X: 先進主要各国政府は、拡張的な財政政策のために国債を発行してきたけど、これにあわせて主要各国の中央銀行も巨額のお金を供給してきたね。
- Y: その供給される「お金」というのは、中央銀行が市中銀行との間で国債等を売買する公開市場操作により増減する ア のことだね。その売買代金は、市中銀行が中央銀行に開いている当座預金口座で決済されているよ。
- X: この当座預金は市中銀行の準備金でもあるから、その過不足は銀行間のコールレートの高低に影響を与えるよね。市中銀行は、このコールレートを基準に、企業や家計向けの貸出金利を設定して、貸出しを行っているよ。この貸出しが イ を形成していくんだよね。
- Y: ところでアメリカでは、 イ の激増によるインフレーション対策として、2022年春から連

邦準備制度理事会が、公開市場操作によって「ア」を削減してきたよね。それで、アメリカと日本との間で金利格差が広がり、日本円の対米ドル為替レートが下落して、輸入インフレーションの影響が大きくなったね。その結果、日本銀行に対して金利引上げを求める声も高まったよ。

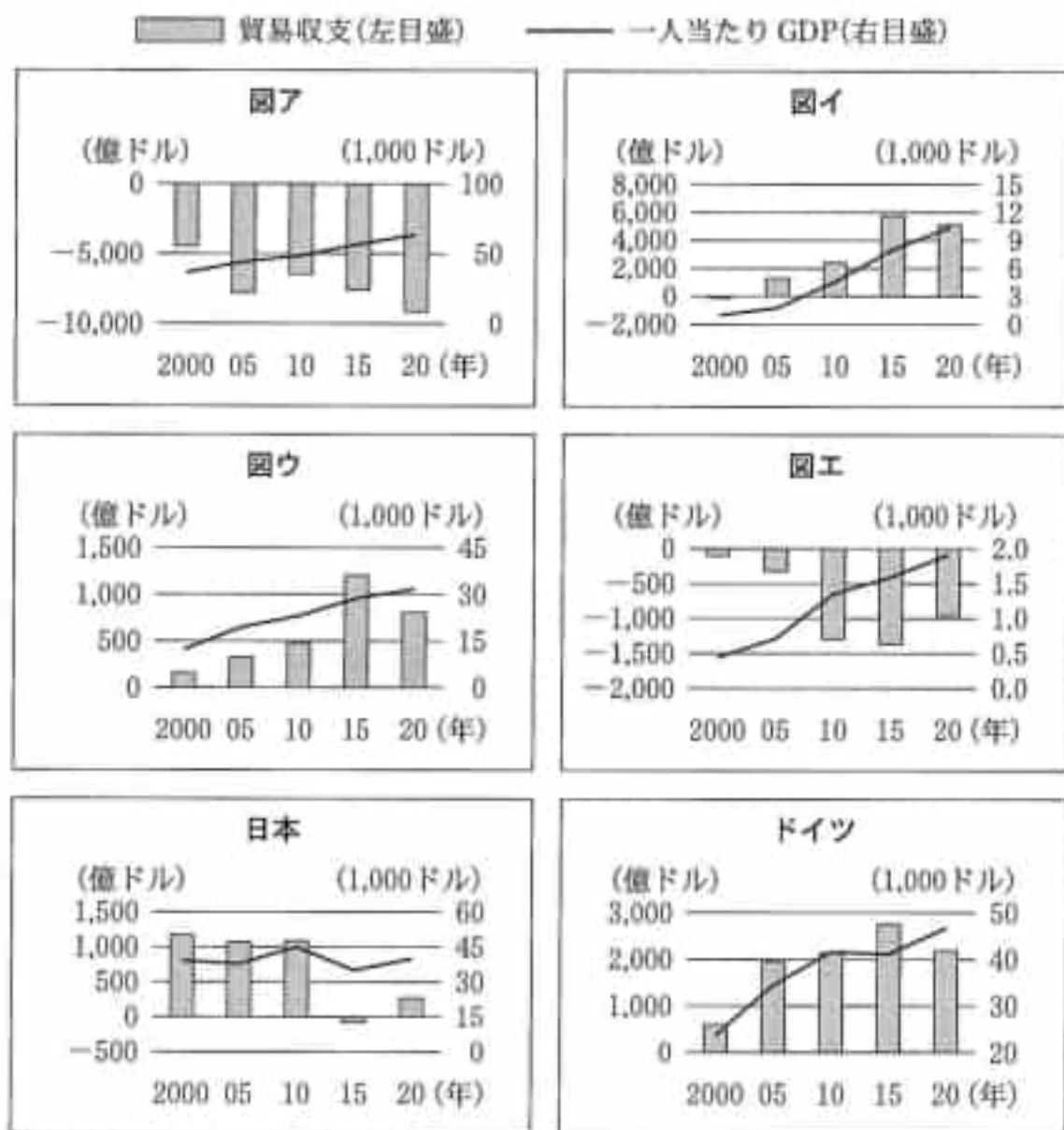
X：だけど、額面 100 円、1 年間の利子 1 円の国債の場合、たとえば金利が 2% になると、額面と比較してその国債の市場評価額は「ウ」よね。大量の国債を購入した金融機関にとって、金利上昇の影響は大きいよね。

Y：アメリカと日本の金利が影響し合っているという金融のグローバルゼーションの一コマだね。今後も金融経済情報から目が離せないね。

- | | | | | | | |
|---|---|----------|---|----------|---|-----|
| ① | ア | マネーストック | イ | マネタリーベース | ウ | 上がる |
| ② | ア | マネーストック | イ | マネタリーベース | ウ | 下がる |
| ③ | ア | マネタリーベース | イ | マネーストック | ウ | 上がる |
| ④ | ア | マネタリーベース | イ | マネーストック | ウ | 下がる |

問 2 下線部⑤に関連して、生徒 X と生徒 Y は、日本、アメリカ、インド、韓国、中国、ドイツの 2000 年以降の貿易収支と一人当たり GDP (国内総生産) との推移を示した次の六つの図を作成し、これらの図をみながら話をしている。後の会話文を踏まえ、国名と図との組合せとして正しいものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

16



(出所) IMF, World Bank の各 Web ページにより作成。

X: 図をみると、日本の貿易収支は黒字から赤字に転じることもあったね。そして、一人当たり GDP の伸びも停滞気味だね。

Y: それに対して、隣国の韓国は 20 世紀末の経済危機を克服し、今世紀以降、貿易収支の黒字を重ねているよ。一人当たり GDP でも韓国は日本とほぼ並んできているね。また、ドイツは、これまで一人当たり GDP が堅調に推移し、貿易収支も黒字が続いてきたようだね。

X: GDP で世界第 1 位のアメリカと世界第 2 位の中国の貿易収支の動きはきわめて対照的だね。それにしても、中国の貿易収支の動きと一人当たり GDP の伸びには驚くばかりだね。

Y: インドも一人当たり GDP は大きく伸びているね。ただし、インドの貿易収支は毎年赤字を計上しているよ。今後、インド経済も中国経済に続くのかな。

X: 世界経済の構図はこれから大きく変わるかもしれないね。

Y: ロシアのウクライナ侵攻もあったし、これまでの経済のグローバル化も曲がり角に来ているの

かもしれないね。

- | | | | |
|---|--------|-------|-------|
| ① | インドー図ア | 韓国ー図イ | 中国ー図ウ |
| ② | インドー図ア | 韓国ー図エ | 中国ー図ウ |
| ③ | インドー図イ | 韓国ー図ア | 中国ー図エ |
| ④ | インドー図イ | 韓国ー図ウ | 中国ー図エ |
| ⑤ | インドー図ウ | 韓国ー図イ | 中国ー図ア |
| ⑥ | インドー図ウ | 韓国ー図エ | 中国ー図ア |
| ⑦ | インドー図エ | 韓国ー図ア | 中国ー図イ |
| ⑧ | インドー図エ | 韓国ー図ウ | 中国ー図イ |

問3 生徒Xと生徒Yは、下線部㉔に関する次のメモを作成した。メモ中の空欄「ア」・「イ」に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 17

2000年から今日までの世界経済の統合と分断の流れ

- 中国が自由貿易を掲げる「ア」に加盟した。
- 「イ」を背景に、2008年に世界金融危機が始まった。
- 新型コロナウイルスの感染拡大によるサプライチェーンの寸断とロシアのウクライナ侵攻によって、世界経済分断への懸念が高まった。

- | | | | | |
|---|---|----------------|---|-------------|
| ① | ア | OECD(経済協力開発機構) | イ | サブプライムローン問題 |
| ② | ア | OECD(経済協力開発機構) | イ | ユーロ危機 |
| ③ | ア | WTO(世界貿易機関) | イ | サブプライムローン問題 |
| ④ | ア | WTO(世界貿易機関) | イ | ユーロ危機 |

問4 生徒Yは、下線部㉕の意義について考えてみたいと思い、ICCの目的や実際の活動を踏まえて推察した。ICCに関する正しい知識と、その知識に基づく妥当な推察を示した記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 18

- ① 個人の刑事責任を国際法に基づいて追及する国際的な手続を設けることで、国際社会が処罰対象とする重大な犯罪を防止しようとしている。
- ② 個人の刑事責任を国際法に基づいて追及する国際的な手続を設けることで、各国の刑事裁判における法定手続(適法手続)を保障しようとしている。
- ③ 国際司法裁判所によって有罪判決を下された個人がICCに上訴する手続を設けることで、迅速な刑事裁判の実現を図ろうとしている。
- ④ 国際司法裁判所によって有罪判決を下された個人がICCに上訴する手続を設けることで、再審手続を充実させようとしている。

問5 下線部㉔について、生徒Xと生徒Yは、安保理の常任理事国による拒否権行使を制約する仕組みが必要だと考えた。そこで、新聞のデータベースで過去の試みを調べたところ、次の記事を見つけた。この記事で報じられている決議に関する説明として最も適切なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

19

安保理常任理事国の拒否権に説明を求める 国連総会が決議採択

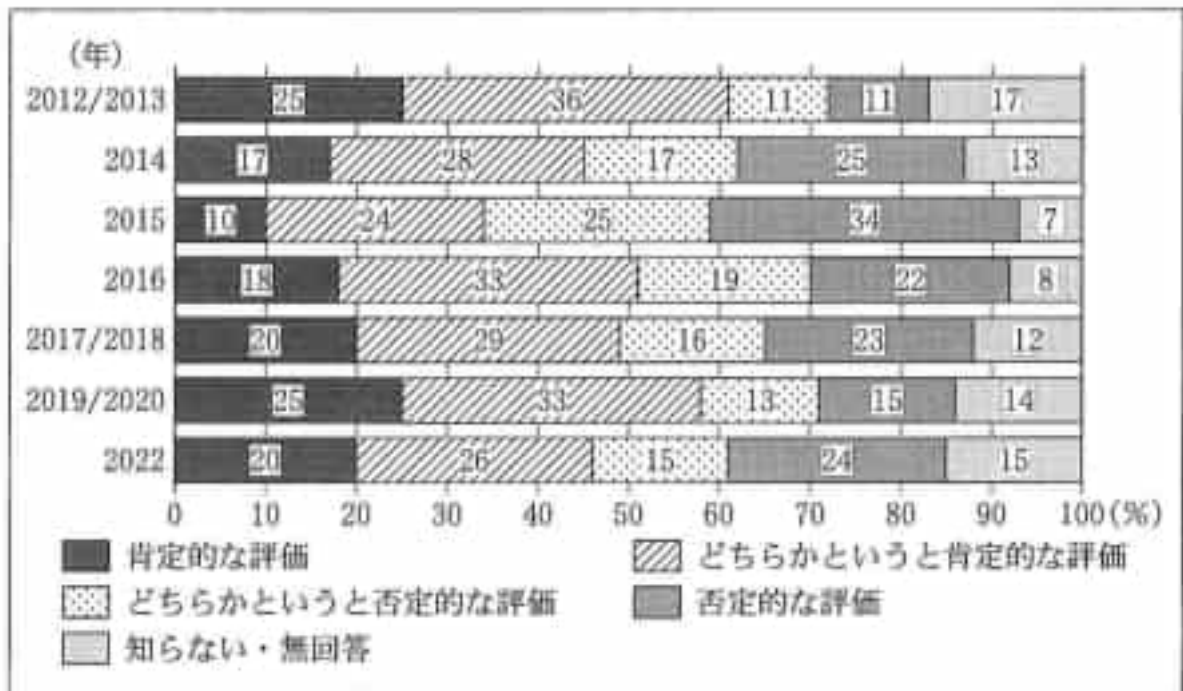
国連総会は26日、安全保障理事会で常任理事国が決議の採択に反対した場合、総会場で説明を求める決議を採択した。ウクライナ侵攻をめぐる安保理での審議で改めて問題となった拒否権の乱用を抑制することが意図されている。拒否権を持つ安保理常任理事国5カ国のうち米英仏、原案を作成したリヒテンシュタインなど82カ国が共同提案した。同決議は、拒否権が行使された場合には、10日以内に国連総会議長が総会を招集し、安保理での決議案の対象とされた事態について討議することを定めた。その際、拒否権を行使した国がまず壇上に立ち、発言することが予定されている。

(2022年4月27日夕刊)

- ① この決議は、総会が上位機関として安保理を管理監督する権限を国連憲章によって与えられていることを確認し、その権限の行使として総会が安保理の活動に制限をかけるものとして採択されたものである。
- ② この決議は、安保理が積極的に対応する必要がないと考えた場合であっても、総会が必要と判断した場合には安保理による強制措置の発動を義務づける仕組みを導入しようとしたものである。
- ③ この決議は、国際の平和と安全の維持について安保理が有する権限を尊重しつつ、国連憲章が扱う問題全般に及ぶ総会自身の権限に基づいて拒否権の行使をとくに取り上げ、討議の対象とすることとしたものである。
- ④ この決議は、総会が「平和のための結集」決議に基づいて、総会として強制措置を加盟国に命じるべきかを判断するために、安保理での審議状況について、とくに常任理事国から説明を受けることとしたものである。

問6 生徒Xと生徒Yは、下線部㉕について調べる中で、民間の調査機関がアラブ諸国で「アラブの春」に対する世論調査を行っていることを知った。その結果をまとめた次の資料をみたXとYは、人々の評価が揺れ動いていることに関心をもち、それがなぜなのかについて、生徒Zも加えて話し合っている。後の会話文中の空欄アに当てはまる国名と空欄イに当てはまる記述の組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

20



(注) 調査対象国・地域：イラク，エジプト，クウェート，サウジアラビア，スーダン，チュニジア，パレスチナ，モーリタニア，モロッコ，ヨルダン，レバノン，アルジェリア(2017/2018を除く)，イエメン(2012/2013，2014のみ)，カタール(2019/2020，2022のみ)，リビア(2012/2013，2014，2022のみ)。

(出所) Arab Center for Research and Policy Studies の Web ページにより作成。

X：2015年に、肯定的な評価が大きく落ち込んでいるのはなぜだろう。

Z：「アラブの春」の後、多くの国で政治的な混乱が生じて、暴力的な事態にまで至ったところもあるからじゃないかな。

Y：たしかにね。同じ時期に、アなどのように内戦が激化したり、イスラーム原理主義勢力がイラク北部から勢力を広げ、「イスラーム国」を宣言したりしているね。

X：そうしたことを踏まえると、権威主義的な体制の下であっても安定した生活を送る方が望ましいと多くの人は思っていると考えていいのかな。

Z：資料からは、イことを読みとれることからすると、「アラブの春」はアラブ地域の人々の中に民主化に対する期待が根強くあることを示したといえるんじゃないかな。

Y：なるほどね。「アラブの春」に歴史的な評価を下すのは、まだ早いかもしれないね。

アに当てはまる国名

- a チュニジア
- b シリア

イに当てはまる記述

- c 2015年の調査を除いて、「肯定的な評価」と「どちらかという肯定的な評価」との合計が「否

定的な評価」と「どちらかというとな否定的な評価」との合計を常に上回っている

d 2016 年以降の調査では、「否定的な評価」と「どちらかというとな否定的な評価」との合計が「肯定的な評価」と「どちらかというとな肯定的な評価」との合計を常に上回っている

① アーa イーc

② アーa イーd

③ アーb イーc

④ アーb イーd

第5問 生徒X, 生徒Y, 生徒Zは, 「政治・経済」の授業で関心をもった問題について調べることにし, 調べる内容について次のように話し合っている。これに関して, 後の問い(問1～6)に答えよ。
(配点 19)

- X: 今日の授業では日本における労働や賃金格差の問題について学習したけれど, こういった問題が生じているのは日本だけではなくそうだね。諸外国における労働問題や①さまざまな格差と貧困の問題についても知りたいな。
- Y: 私も②日本以外の国の労働問題について調べてみたいと思ったんだ。③労働環境と福祉政策との関係についても気になるところだよ。
- Z: そうだね。さらにいえば, ④労働法や労働組合など, 働いている人を守る仕組みは国によってどのように違うのかな。
- X: 私は⑤労働組合の組織率が労働時間や労働生産性とどのように関係しているのかについても, 国際比較をしてみたいな。
- Y: それでは, 労働問題を中心に, 本を読んだりデータを集めたりして国際比較をしていく中で, ⑥日本における労働や雇用の特徴についてもさらに考えていこうか。

問1 生徒Xは, 下線部①の事例とそれらへの対策について調べた。現代における格差や貧困に関する記述として正しいものを, 次の①～④のうちから一つ選べ。 21

- ① 発展途上国の低所得層に向けて製品やサービスを販売して利益を得つつ, 低所得層の生活水準の向上に資する企業の活動を, BOP ビジネスという。
- ② すべての国民に対して個別の事情によらず無条件に現金を定期的に給付する制度を, ミニマム・アクセスという。
- ③ 情報通信技術を使いこなすことができる人と使いこなすことができない人との間に生じる格差を, トレードオフという。
- ④ ある国における全世帯の年間可処分所得の中央値の半分に満たない人の割合を, 絶対的貧困率という。

問2 下線部②に関心をもった生徒Zは, 国際比較のために隣国である韓国の労働政策について調べて報告し, 生徒X, 生徒Yと話し合っている。次の会話文中の空欄 ア に当てはまる語句と空欄 イ に当てはまる記述の組合せとして最も適当なものを, 後の①～④のうちから一つ選べ。

22

- X: Zさんの報告によると, 韓国では1980年代終盤から外国人の働く姿が多くみられるようになったんだね。これは, 当時の日本でもあった状況だと聞くよ。
- Y: 外国人労働者の増加をうけて, 韓国では1991年に産業技術研修生制度を設けて外国人を研修生として受け入れる制度を導入したんだね。日本でも1993年に, ア を目的として掲げた技能実習制度が導入されたよ。

Z：その後、韓国は 2004 年に外国人を労働者として受け入れる雇用許可制を施行したのちに研修生の制度を廃止したんだよ。日本では 2018 年の出入国管理及び難民認定法(出入国管理法)改正で イ こととして、翌年施行されたね。

X：こうやってみてくると、今後、外国人との共生を考えるにあたって、同じような状況を抱えている日韓両国は、アジアの中で互いに重要な参照例となりそうだね。

ア に当てはまる語句

- a 発展途上国への技能や知識の移転
- b 日本国内の労働力不足への対応

イ に当てはまる記述

- c 「特定技能」の在留資格を新設して、在留資格が与えられる業種を拡大する
- d 技能実習制度を廃止して、外国人にほぼすべての業種での就労を認める

- | | |
|----------------|----------------|
| ① アーa イーc | ② アーa イーd |
| ③ アーb イーc | ④ アーb イーd |

問 3 下線部㉔に関連して、生徒 X、生徒 Y、生徒 Z が、「すべての人が働きやすく、生きやすい社会はどうしたら実現できるか」について話し合っている。次の会話文中の空欄 ア に当てはまる語句と空欄 イ に当てはまる記述の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 23

X：私はこれまで意識してこなかったけれど、不慮の事故や病気はだれにでも起こりうるし、年をとるにつれてさまざまなリスクは高まっていくよね。現役世代を含めたすべての世代の誰もが安心して暮らせる社会の実現のためには、何が必要になってくるのかな。

Y：まずは、高齢者や障害者も社会の中でほかの人々と同じような暮らしを送り、ともに生活するという ア という考え方が重要だね。

Z：その点、高齢者や障害者にとって生活の支障となるものを取り除こうというバリアフリーの取組みは、日本でも法律的な裏づけも得て一般化してきているよ。

X：バリアフリー化が進めば、雇用の障壁となっている問題も改善しそうだね。

Y：現在、国、地方公共団体や企業などに対して、 イ が法律で義務づけられているのは、雇用における問題の改善が早急に求められるということを示しているとも考えられるね。

Z：だとすれば、法律は国会で制定され、改正されるものだから、18 歳以上の高校生ももっている選挙権は、社会の変化を促すことにつながっているといえるね。

ア に当てはまる語句

- a ワーク・ライフ・バランス
- b ノーマライゼーション

イに当てはまる記述

c 定年制を廃止すること

d 障害者を職員や従業員の一定比率以上雇用すること

① アーa イーc

② アーa イーd

③ アーb イーc

④ アーb イーd

問4 下線部㉔について調べた生徒Yは、だれもが相互に契約を締結しその内容を自由に決めることができるという資本主義経済における契約自由の原則が、労働契約においてはそのままでは当てはまらないことを知った。その理由を示した記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 24

- ① 労働者と使用者は、効率的な生産の実現に向けて分業や協業の関係を構築しなければならず、契約の締結に政府の介入が容認されるため。
- ② 労働者と使用者は、労働条件をめぐるしばしば対立し、結果として争議行為が発生して生産活動が止まったときの企業の損失を避けるため。
- ③ 労働者と使用者は、形式上は対等な主体として契約を締結したとしても、実際には立場の弱い労働者に不利な内容となる可能性があるため。
- ④ 労働者と使用者は、商品の品質について共同で責任をもつだけでなく、それぞれの活動が社会に及ぼす影響についても配慮する必要があるため。

問5 下線部㉔に関連して、労働組合組織率や労働生産性の国際比較に関心をもった生徒Xは、次の表を作成し、生徒X、生徒Y、生徒Zが表から読みとれることについて話し合っている。後の会話文中の空欄アに当てはまる語句と空欄イに当てはまる記述の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 25

	日本	アメリカ	韓国	ドイツ
就業者一人当たり年間労働生産性(購買力平価換算ドル)	79,307	135,719	82,850	112,516
就業1時間当たり労働生産性(購買力平価換算ドル)	47.5	76.7	42.2	76.8
労働組合組織率(%)	16.7	10.3	12.5	16.3

(注) 表中の数値はいずれも2019年の数値。

(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 日本生産性本部の各 Web ページにより作成。

X: 労働組合組織率や労働生産性の国際比較について, 新型コロナウイルス感染拡大前のデータを整理して表を作成したよ。

Y: 労働生産性の数値をみると, 就業者一人当たり年間労働生産性と就業 1 時間当たり労働生産性のいずれも, アメリカとドイツが高いね。

Z: 一方で, 労働生産性が低い国は, 今後, 高める余地が大きいともいえるよ。

X: そうだね。次に日本と韓国とを比較すると, 日本は韓国よりも就業者一人当たり年間労働生産性が低い一方で, 就業 1 時間当たり労働生産性が高いことが表からわかるよね。ということは, 日本が韓国よりも就業者一人当たりの年間総労働時間が ア ことになるよね。

Y: なるほど。ところで, 労働組合組織率は労働生産性に関係があるのかな。

Z: それについては, たとえば, 表をみる限り, イ と推察できるね。

X: 労働組合の組織率や労働生産性以外の要素も考える必要があるかもね。

Y: それでは, この後, 雇用のあり方について, 新型コロナ感染拡大の影響も含めて幅広く調べてみようか。

ア に当てはまる語句

- a 長い
- b 短い

イ に当てはまる記述

- c 就業 1 時間当たり労働生産性が高いアメリカおよびドイツと, 低い日本および韓国とを比べると, アメリカおよびドイツは労働組合組織率が日本および韓国よりも高いので, 就業 1 時間当たり労働生産性の違いが労働組合組織率の違いをもたらしている
- d 労働組合組織率が同水準の日本とドイツとを比べると, 就業 1 時間当たり労働生産性に大きな差がみられるので, 労働組合組織率の違いが就業 1 時間当たり労働生産性の違いをもたらしているわけではない

- ① アーa イーc
- ② アーa イーd
- ③ アーb イーc
- ④ アーb イーd

問 6 下線部①に関連して, 日本における雇用の特徴に関心をもった生徒 X, 生徒 Y, 生徒 Z は, いろいろな本を読み, 本の内容とこれまでの学習から考察できることについて話し合っている。次の会話文中の空欄 ア ・ イ に当てはまる記述と空欄 ウ に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを, 後の①～⑧のうちから一つ選べ。 26

X: 最近読んだ本に, 日本における雇用を他国と比較した際の特徴として, 職務が特定されていな

い労働契約がしばしばみられることがあげられていたよ。

Y：私が読んだ本でも、日本の雇用では、職務が特定されていない労働契約に基づいて使用者がさまざまな職務を労働者に担当させていることが特徴的だと指摘されていたね。

X：そのような雇用形態の場合、担当している職務が廃止されても、ほかの職務を担当できる場合には、使用者がその労働者を解雇することに制約があるという側面も述べられていたよ。これが終身雇用の慣行につながっているといえそうだね。

Z：ということは、そのような雇用形態では、**ア**が重要な要素となっていると推察できるね。

X：さらに、同じ人がさまざまな職務を担当する可能性の高い終身雇用の下では、**イ**が難しいので年功序列型賃金がみられるようになったと推察できるね。

Y：一方で、職務を特定した採用を増やそうとする動きもみられるよ。

Z：労働生産性を高めて経済成長につなげようとするねらいが背景にあるのかな。

X：そうすると、今後、日本では、雇用形態に変化が生じる可能性があるね。

Y：そうした変化の中で、今後、職務に適合した労働者を雇用する傾向が強まると、労働者にとって**ウ**の労働組合の必要性が高まるといえるんじゃないかな。

Z：雇用のあり方のそうした変化を見通した上で、過労死やサービス残業、賃金格差の拡大といった問題について、考えていく必要があるね。

アに当てはまる記述

- a 労働者が単一の職務の専門的技能を身につけていること
- b 労働者が特定の企業の一員であること

イに当てはまる記述

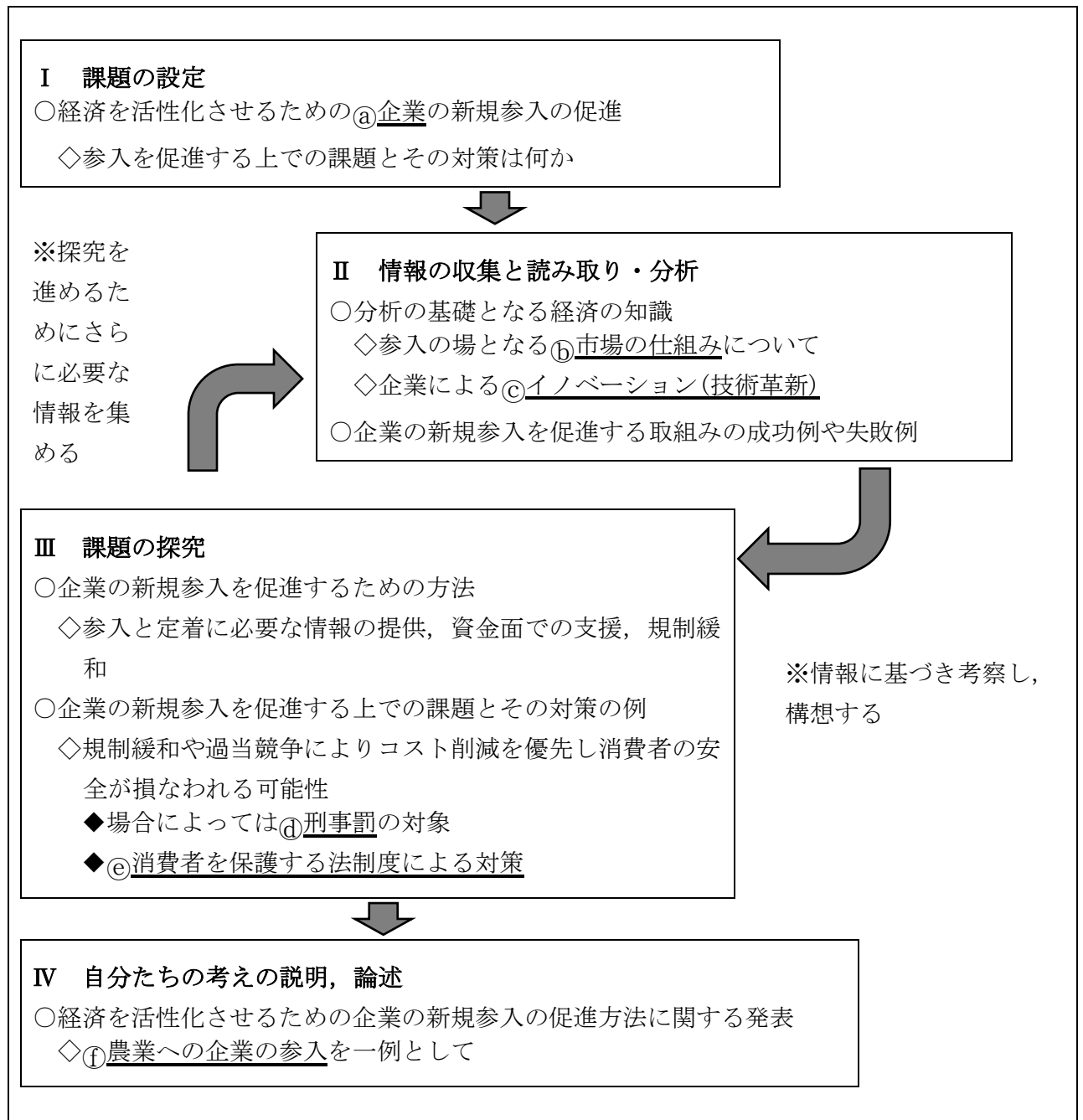
- c 職務の専門的技能の高低や職務の必要度の高低に応じて賃金を定めること
- d 入社後の期間や年齢といった客観的な基準に応じて賃金を定めること

ウに当てはまる語句

- e 企業別
- f 産業別や職業別

- ① アーa イーc ウーe
- ② アーa イーc ウーf
- ③ アーa イーd ウーe
- ④ アーa イーd ウーf
- ⑤ アーb イーc ウーe
- ⑥ アーb イーc ウーf
- ⑦ アーb イーd ウーe
- ⑧ アーb イーd ウーf

第6問 生徒Xと生徒Yは、「経済を活性化させるための企業の新規参入の促進」というテーマで探究を行い、授業で発表することになった。次の図は、探究の概要を示したものである。これに関して、後の問い(問1～6)に答えよ。(配点 19)



問1 生徒Xは、探究を始めるにあたり、下線部①の形態について授業ノートを見直して、その内容を次のメモにまとめた。メモ中の空欄「ア」～「ウ」に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、後の⑦～⑧のうちから一つ選べ。 27

企業の形態の典型例に株式会社がある。株式会社の所有者は であり、その最高意思決定機関は によって構成される。一方で株式会社では、 が進行しており、会社の行為が の利益と一致しないこともありうる。そして会社の下した判断に対して、 がその判断が正しいかを評価するための十分な情報をもっていないこともある。このような状況は、会社が所有者にとって望ましい意思決定を下しているのかの判断が困難になってしまうことを意味している。

一般に、企業の意思決定の透明性を高め、不正を防ぎ、 の利益を損なわないようにコーポレート・ガバナンスの強化が必要とされている。そのため、たとえば、ディスクロージャー(情報開示)や が進められている。ただ、企業の不祥事が引き続き発生していることからわかるように、コーポレート・ガバナンスの強化には持続的な取り組みが必要であろう。

- | | | | | | | |
|---|---|-----|---|----------|---|---------------|
| ① | ア | 取締役 | イ | 所有と経営の分離 | ウ | 株主代表訴訟の手續の簡素化 |
| ② | ア | 取締役 | イ | 所有と経営の分離 | ウ | メインバンク制度の新設 |
| ③ | ア | 取締役 | イ | 有限会社への転換 | ウ | 株主代表訴訟の手續の簡素化 |
| ④ | ア | 取締役 | イ | 有限会社への転換 | ウ | メインバンク制度の新設 |
| ⑤ | ア | 株主 | イ | 所有と経営の分離 | ウ | 株主代表訴訟の手續の簡素化 |
| ⑥ | ア | 株主 | イ | 所有と経営の分離 | ウ | メインバンク制度の新設 |
| ⑦ | ア | 株主 | イ | 有限会社への転換 | ウ | 株主代表訴訟の手續の簡素化 |
| ⑧ | ア | 株主 | イ | 有限会社への転換 | ウ | メインバンク制度の新設 |

問2 下線部⑤に関連して、生徒Xは、ある仮想的な農産物の国内市場における価格の決まり方について考え、この農産物の2025年の農家の売上げとその増減に関する考察を述べた次の資料を作成した。資料中の空欄 に当てはまる金額と空欄 に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

仮定

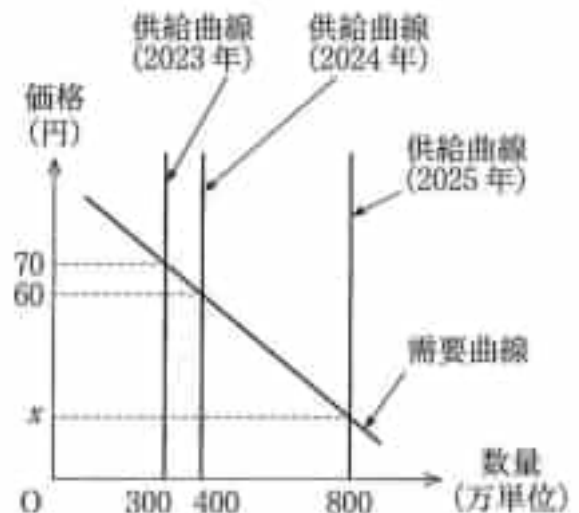
○この農産物の 2023 年～2025 年の生産量と価格は、次の表のとおりとする。

	2023 年	2024 年	2025 年(見込み)
生産量(万単位)	300	400	800
1 単位あたり 価格(円)	70	60	x

○この農産物は保存がきかず、輸出入はなく、かつその生産量は年ごとに変動し、各農家は収穫(生産)された全量をそのまま市場に出荷するものとする。

○この農産物の需要曲線は、右下がりの直線で与えられるものとする。

右の図は、上の**仮定**の下でこの農産物の需要曲線と供給曲線を表したものである。2024 年と比較した 2025 年の全農家の売上総額は、1 単位あたり価格が x 円となるので、**ア**だけ**イ**すると見込まれる。なお、この農産物を生産する全農家の売上総額は、価格と販売量の積で求められる。



- | | | | |
|---------------|------|---------------|------|
| ① ア 8 千万円 | イ 増加 | ② ア 8 千万円 | イ 減少 |
| ③ ア 1 億 6 千万円 | イ 増加 | ④ ア 1 億 6 千万円 | イ 減少 |
| ⑤ ア 2 億 4 千万円 | イ 増加 | ⑥ ア 2 億 4 千万円 | イ 減少 |

問 3 生徒 X は、経済の仕組みに関心をもっていろいろな本を読む中で、下線部㉔に関連する記述を見つけ、生徒 Y とイノベーションについて話し合っている。次の**会話文**中の空欄**ア**～**ウ**に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 29

X: 人口に関する本を読んでいたらイノベーションの話が出てきたよ。イノベーションが経済成長の源泉になっているんだね。そして経済成長の指標には実質 GDP(国内総生産)が使われることが多いけど、仮に人口が減少し実質 GDP が伸び悩む状況の下でも、**ア**考えると、イノベーションによる生産性の上昇があれば生活水準を高めることは可能だとわかんて書いてあったよ。イノベーションを担うのは主に企業だから、企業の活動にはなるべく制約をかけず、新しい発想をもった企業が参入できることが必要なのではないかな。

Y: でも、自由な経済活動は必ずしもよいことばかりではないと思うよ。アイデアやデザインなどの知的財産権の保護を**イ**すぎると、せっかくのアイデアなどを勝手に使われてしまうね。

逆に保護を「ウ」すぎると、アイデアなどを新しい研究開発に利用できなくなったり、高額の使用料を求められることになったりするね。結局どちらもイノベーションを妨げる要因となるかもしれないよ。

X：なるほど、健全な経済活動の維持発展には企業の行動をバランスよく規制することも重要なだね。

Y：そのための司法や行政の役割も調べてみよう。

- | | | | | | | |
|---|---|-------------|---|----|---|----|
| ① | ア | 一人当たりで | イ | 強め | ウ | 弱め |
| ② | ア | 一人当たりで | イ | 弱め | ウ | 強め |
| ③ | ア | 固定資本減耗を控除して | イ | 強め | ウ | 弱め |
| ④ | ア | 固定資本減耗を控除して | イ | 弱め | ウ | 強め |

問4 検察官の不起訴処分により下線部④が科されないことがあることに興味をもった生徒Yは、日本の検察審査会制度について調べ、次のメモを作成した。後の記述ア～ウのうち、メモから読みとれる内容として正しいものはどれか。当てはまるものをすべて選び、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。 30

- 1 検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否に関して審査した場合、以下のいずれかの議決を行う。
 - (a) 起訴を相当と認める場合、起訴相当の議決を行う。
 - (b) (a)を除いて不起訴処分を不当と認める場合、不起訴不当の議決を行う。
 - (c) 不起訴処分を相当と認める場合、不起訴相当の議決を行う。
 - 2 検察審査会が1の(a)または(b)の議決をした場合は、検察官は、当該議決を参考にして、起訴処分または不起訴処分をしなければならない。
 - 3 1の(a)の議決後、検察官が不起訴処分をしたときは、検察審査会は当該処分の当否の審査を行わなければならない。検察審査会は、当該審査を行い起訴を相当と認めるときは、起訴をすべき旨の議決をするものとする。
 - 4 3の議決があったときは、裁判所が指定した弁護士により、当該事件について強制的に起訴される。

ア 検察審査会が起訴相当の議決をし、それに対して検察官が再び不起訴の判断をした事件について、検察審査会が起訴を相当と認める場合、起訴が行われなければならない。

イ 検察審査会の不起訴不当の議決をうけて、検察官が再び不起訴の判断をした場合、検察審査会は、当該判断の当否の審査を行わなければならない。

ウ 検察審査会の議決に基づき強制的に起訴が行われる場合、その起訴は検察官によって行われる。

- ① ア ② イ ③ ウ

④ アとイ

⑤ アとウ

⑥ イとウ

⑦ アとイとウ

問5 生徒Yは、下線部㊸の例について調べ、その内容を次のメモにまとめた。メモ中の空欄「ア」に当てはまる記述と空欄「イ」に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

31

企業間の競争が激化すると、コスト削減などのために企業が製品の安全性を軽視し、消費者に被害が生じることがある。こうした問題に対処するために消費者を保護する法制度が整備されており、そうした法制度の一例として製造物責任法がある。日本の製造物責任法では、消費者が企業に賠償を求めるためには、ア。

消費者に生じる被害への対策は、一般に、問題の発生を防ぐために企業の参入の前や製品の販売の前に規制を行う事前規制と、問題を発生させた企業を取り締まったり被害者の救済を図ったりする事後規制の二つに分類される。日本の製造物責任法に基づき企業に賠償責任を負わせることは、その二つのうち、イに分類される。

アに当てはまる記述

- a 製品の欠陥の証明と企業の過失の証明とが両方とも必要である
- b 製品の欠陥の証明は必要であるが、企業の過失の証明は不要である
- c 製品の欠陥の証明は不要であるが、企業の過失の証明は必要である
- d 製品の欠陥の証明と企業の過失の証明とが両方とも不要である

イに当てはまる語句

- e 事前規制
- f 事後規制

① アーa イーe

② アーa イーf

③ アーb イーe

④ アーb イーf

⑤ アーc イーe

⑥ アーc イーf

⑦ アーd イーe

⑧ アーd イーf

問6 生徒Xと生徒Yは、発表に向けて、次の表1と表2をみながら、日本における下線部㊸の目的と課題について話し合っている。後の会話文中の空欄「ア」・「イ」に当てはまる記述の組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

32

表1 農業に参入した企業の参入の目的

回答項目(複数回答可)	建設業	食品製造業
トレーサビリティの確保	8%	37%

本業商品の付加価値化・差別化	12%	59%
経営の多角化	80%	31%
利益の確保	32%	29%
地域貢献	60%	57%
雇用対策(人材の有効活用)	72%	41%

表 2 農業に参入した企業があげた参入時の課題

回答項目(複数回答可)	建設業	食品製造業
農業技術の習得	63%	66%
労働力の確保	50%	42%
農地の確保	54%	58%
販路の開拓	83%	46%
生産経費	58%	42%

(注) 表 1, 表 2 とともに 2011 年に実施された調査の結果であり、数値は小数点以下を四捨五入している。回答者は、表 1 は建設業 25 社、食品製造業 51 社、表 2 は建設業 24 社、食品製造業 50 社である。なお、表 1, 表 2 とともに省略した回答項目がある。

(出所) 表 1, 表 2 とともに、日本政策金融公庫 Web ページにより作成。

X: 企業の農業への参入に期待がもたれているね。たとえば、食品製造業の企業が自社商品の原料の農作物を自分で生産したり、建設業の企業が重機運転技術をいかして農作業を行ったりする事例をみつけたよ。表 1 の企業の参入の目的をみると、たとえば、ア。

Y: でも、参入した企業が事業をうまく継続できず撤退するという懸念もあるよ。表 2 をみると、参入時からさまざまな課題があることがわかるよ。

X: たしかにさまざまな課題があるみたいだね。表 1 で参入の目的に「地域貢献」があげられているように、企業の参入は地域の農業や経済を活性化させる可能性があるから、地方自治体などが支援することも考えられるね。たとえば、表 2 の建設業で、参入時の課題としてあげている企業が最も多い項目については、地方自治体の支援策としてイが考えられるよ。

Y: 発表に向けて、企業の農業への参入のもたらすさまざまな影響についても考えてみようか。

アに当てはまる記述

a 建設業において農業に参入する目的として最も多いのは、これまでとは異なる業種に事業を拡大することだね

- b 食品製造業において農業に参入する目的として最も多いのは、製造する食品の生産や流通の経路を把握できるようにすることだね

イ

に当てはまる記述

- c 参入企業に対して、農作物の生産の際に先端技術を用いるスマート農業を導入するための資金を援助すること
- d 参入企業と、その企業が生産した農作物を購入して利用する可能性のある他の企業とのマッチングの機会を設けること
- e 参入企業が農作物の栽培技術を習得するための講習会を開催すること

- ① アーa イーc ② アーa イーd ③ アーa イーe
- ④ アーb イーc ⑤ アーb イーd ⑥ アーb イーe

公共，政治・経済 2025 年 本試験 解答 (100 点満点)

問 題 番 号 (配点)	設 問	解答番号	正 解	配 点	問 題 番 号 (配点)	設 問	解答番号	正 解	配 点
第 1 問 (12)	1	1	2	3	第 4 問 (19)	1	15	4	3
	2	2	4	3		2	16	8	4
	3	3	2	3		3	17	3	3
	4	4	3	3		4	18	1	3
第 2 問 (13)	1	5	5	3		5	19	3	3
	2	6	6	4		6	20	3	3
	3	7	5	3	第 5 問 (19)	1	21	1	3
	4	8	2	3		2	22	1	3
第 3 問 (18)	1	9	2	3		3	23	4	3
	2	10	3	3		4	24	3	3
	3	11	3	3		5	25	4	3
	4	12	4	3		6	26	6	4
	5	13	1	3	第 6 問 (19)	1	27	5	3
	6	14	3	3		2	28	2	3
				3		29	2	3	
				4		30	1	4	
				5		31	4	3	
				6		32	2	3	